

六 入居者又は同居者に所得税法第二十条第一項第三十号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦一人につき二十七万円（その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が二十七万円未満である場合には、当該残額）

七 入居者又は同居者に所得税法第二十一条第一項第三十一号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき三十五万円（その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が三十五万円未満である場合には、当該残額）

(同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。）がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円（その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額）

(新設)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

第二条 (特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置) この省令による改正後の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(次項において「新規則」という。)第一条第三号の規定は、令和三年七月一日以後に行われる特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条に規定する所得の計算(以下この項において「所得の計算」という。)について適用し、同日前に行われる所得の計算については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、新規則第一条第三号の規定は、令和三年七月一日以後に開始される特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅及び同法第十八条第二項に規定する賃貸住宅(以下この項において「特定優良賃貸住宅等」という。)の入居者の公募に際して入居の申込みをした者に係る同法第三条第四号イ又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第七号第一号、第二号若しくは第五号若しくは第六号の規定に規定する所得の計算(以下この項において「公募入居者の所得の計算」という。)及び同規則第七号第三号若しくは第四号又は第二十六号第四号若しくは第五号の規定に規定する事情(以下この項において「特別の事情」という。)がある場合において同日以後に特定優良賃貸住宅等の入居の申込みをした者に係る同規則第七号第三号若しくは第四号又は第二十六号第四号若しくは第五号の規定に規定する所得の計算(以下この項において「特別入居者の所得の計算」という。)について適用し、同日前に開始される特定優良賃貸住宅等の入居者の公募に際して入居の申込みをした者に係る公募入居者の所得の計算及び特別の事情がある場合において同日前に特定優良賃貸住宅等の入居の申込みをした者に係る特別入居者の所得の計算については、なお従前の例による。

(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第一条の規定は、令和三年七月一日以後に行われる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二条第一項第一号に規定する収入の計算(以下この条において「収入の計算」という。)について適用し、同日前に行われる収入の計算については、なお従前の例による。

○環境省令第三十一号

建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十年法律第百号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和二年十二月二十八日

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令

(国立公園集団施設地区等管理規則の一部改正)

第一条 国立公園集団施設地区等管理規則(昭和二十八年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第四までの様式中「印」を削る。

(国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則の一部改正)

第二条 国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則(昭和三十四年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「別記様式第一」を「別記様式」に改める。

第八条及び第九条を削る。

別記様式第一中「印」を削り、同様式を別記様式とする。

別記様式第二を削る。

(建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則(昭和三十七年建設省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「甲」を「甲改」に改め、備考4を削る。

別記様式第二中「甲」を「甲改」に改め、備考4を削る。

別記様式第三中「甲」を「甲改」に改め、備考4を削る。

別記様式第四中「甲」を「甲改」に改め、備考5を削る。

環境大臣 小泉進次郎



様式第四から様式第六までの様式中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」及び「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第六の二中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

第七條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二十五号)の二條を次のように改正する。

様式第二号の十五中「表欄④」を「表欄⑤」と改める。

様式第五号の二から様式第五号の五まで、様式第五号の七及び様式第六号の二の様式中「印」を「印」に代り、備考3を備考4とする。

第八條 悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第二十九号)の二條を次のように改正する。

様式第二号から様式第五号まで並びに様式第七号及び様式第九号中「氏名」を「氏名」に代り、備考3を備考4とする。

様式第十一号中「印」を「印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第十二号中「氏名及び住所」を「氏名及び住所」と改め、備考3を備考4とする。

(瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則(一)第三号)

第九條 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則(昭和四十八年総理府令第六十一号)の二條を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第五、様式第七及び様式第八中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第九中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第九中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第九中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

(自然環境保全法施行規則(一)第四号)

第十條 自然環境保全法施行規則(昭和四十八年総理府令第六十二号)の二條を次のように改正する。

第十四条中「し、これを署名押印」を「し、これを署名押印」に代り、備考3を備考4とする。

(公害健康被害の補償等に関する法律施行規則(一)第四号)

第十一條 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則(昭和四十九年総理府令第六十号)の二條を次のように改正する。

第四十二條第二項、第四十三條第二項及び第四十四條第一項中「押印」を「印」に代り、備考3を備考4とする。

(公害健康被害の補償等に関する法律施行規則(一)第五号)

第十二條 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則(昭和四十九年総理府令第六十四号)の二條を次のように改正する。

様式第一号中「印」を「印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第二号の備考一中「し、押印」を「し、押印」に代り、備考3を備考4とする。

(公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令(一)第三号)

第十三條 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令(昭和四十六年総理府令第六十四号)の二條を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第五号中「印」を「印」に代り、備考3を備考4とする。

(振動規制法施行規則(一)第四号)

第十四條 振動規制法施行規則(昭和五十一年総理府令第五十八号)の二條を次のように改正する。

様式第一から様式第三までの様式中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第四中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第六から様式第九までの様式中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第九中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第十中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第十中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第十中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第十中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第十中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

様式第十中 「氏名又は名称及び住所並びに 印」を「氏名又は名称及び住所並びに 印」に代り、備考3を備考4とする。

(環境省関係係特種法施行規則の一部改正)  
第十五条 環境省関係係特種法施行規則(昭和五十一年厚生省令第百九号)の二第百六の四及び百六の五

様式第一号から様式第一号の三までの様式中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第二号及び様式第四号中「①」及び「備考」を「備考」に移動する。  
様式第六号中「①」及び「備考」を「備考」に移動する。  
様式第七号中「①」を「備考」に移動する。

(湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部改正)

第十六条 湖沼水質保全特別措置法施行規則(昭和六十一年総理府令第百九号)の二第百六の四及び百六の五  
様式第一及び様式第二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第三中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第四から様式第六までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第六の二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

第十七条 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行規則(昭和三十三年総理府令第百九号)の二第百六の四及び百六の五  
別記様式中「①」を「備考」に移動する。

第十八条 自動車から排出される酸素酸化物及び硝子状物質の特定規制に関する特別措置法施行規則の一部改正  
様式第一から様式第三までの様式中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第八中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」及び「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」を「備考」に移動する。

(絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正)  
第十九条 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行規則(平成六年総理府令第百九号)の二第百六の四及び百六の五

第二十一条第十項中「(一)の二」及び「備考」を「備考」に移動する。

第二十条 特定水道利水障害の防止のための水道水源水質の水質の保全に関する特別措置法施行規則(平成六年総理府令第百九号)の一部を次のように改正する。

様式第二から様式第五までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第六中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第七中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第八から様式第十までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第十一中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第十二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

第二十一条 ダートンキムン環境保護特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第百九号)の二第百六の四及び百六の五  
(ダートンキムン環境保護特別措置法施行規則の一部改正)

様式第一中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第二から様式第四までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第五中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第六中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

様式第七中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」及び「備考」を「備考」に移動する。

第二十二條 環境省関係手続規則の一部改正  
第十一條第一項及び第三項中「畑田」を削る。

第十三條 土壤汚染対策法に基いて指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部改正  
第十四條 土壤汚染対策法に基いて指定調査機関及び指定支援法人に関する省令(平成十四年環境省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一中 「氏名又は住所並びに法人 甲」を「氏名又は住所並びに法人 甲」及び「氏名又は住所並びに法人 乙」に置き、備考2を削り、備考3を備考2とす。

様式第二中 「氏名又は住所並びに法人 甲」を「氏名又は住所並びに法人 甲」及び「氏名又は住所並びに法人 乙」に置き、備考4を削り、備考5を備考4とす。

様式第三中 「氏名」を「氏名」及び「氏名」に置き、備考1を備考とす。

様式第四中 「氏名」を「氏名」に置き、備考1を備考とす。

様式第五の二中 「氏名」を「氏名」に置き、備考1を備考とす。

様式第六及び第七の二中 「氏名」を「氏名」に置き、備考1を備考とす。

様式第八及び第九の二中 「氏名」を「氏名」に置き、備考1を備考とす。

様式第十中 「氏名又は住所並びに法人 甲」を「氏名又は住所並びに法人 甲」及び「氏名又は住所並びに法人 乙」に置き、備考1を備考とす。

様式第十一中 「氏名又は住所並びに法人 甲」を「氏名又は住所並びに法人 甲」及び「氏名又は住所並びに法人 乙」に置き、備考1を備考とす。

第二十四條 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五條 土壤汚染対策法施行規則の一部改正  
第十四條 土壤汚染対策法に基いて指定調査機関及び指定支援法人に関する省令(平成十四年環境省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第八までの様式中 「氏名又は住所並びに法人 甲」を「氏名又は住所並びに法人 甲」及び「氏名又は住所並びに法人 乙」に置き、備考1を備考とす。

様式第九中 「氏名又は住所並びに法人 甲」を「氏名又は住所並びに法人 甲」及び「氏名又は住所並びに法人 乙」に置き、備考1を備考とす。

様式第十から様式第二十までの様式中 「氏名又は住所並びに法人 甲」を「氏名又は住所並びに法人 甲」及び「氏名又は住所並びに法人 乙」に置き、備考1を備考とす。

様式第二十六から様式第二十八までの様式中 「氏名又は住所並びに法人 甲」を「氏名又は住所並びに法人 甲」及び「氏名又は住所並びに法人 乙」に置き、備考1を備考とす。

第二十六條 環境省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正  
環境省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則(平成二十年環境省令第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一中 「甲」を削る。

様式第二中 「甲」を削る。

様式第三中 「甲」を削る。

様式第四中 「甲」を削る。

様式第五中 「甲」を削る。

様式第六中 「甲」を削る。

様式第七中 「甲」を削る。

様式第八中 「甲」を削る。

第二十七條 汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中 「氏名又は住所並びに法人 甲」を「氏名又は住所並びに法人 甲」及び「氏名又は住所並びに法人 乙」に置き、備考1を備考とす。

様式第三中 「氏名又は住所並びに法人 甲」を「氏名又は住所並びに法人 甲」及び「氏名又は住所並びに法人 乙」に置き、備考1を備考とす。

